



# 弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ - 第26号 (平成24年8月7日号)

## 家事事件手続法とは

家事事件手続法という名前の法律が、来年1月1日から施行(実施)されます。この法律は、これまでの家事審判法に代わるもので、施行されると、家庭裁判所で行う家事審判、家事調停の手続きは、この法律の定めに従って行われます。



家事事件手続法は、未成年者の子(以下、「子ども」という)が影響を受ける家事審判や調停において、家庭裁判所は子どもの意思を把握するように努め、審判や調停において、子どもの意思を、その年齢及び発達に応じて考慮しなければならないと決めました(同法65条ほか)。

また、子どもは当然には手続きに出席したり参加できないのが原則ですが、一定の事件(子ども自身による親権停止審判申立の場合など)については、子どもが手続きに出席したりして関与できます。それ以外の事件(離婚調停、遺産分割調停など)でも、裁判所の許可があれば手続きに出席するなど関与が可能です。

## 子どもの手続き関与と

### 子どもの権利条約

日本が1994年に批准をした子どもの権利条約12条には、  
「1. 締約国は、自己の意見を形成す

る能力のある子どもが、その子どもに影響を及ぼす、すべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、子どもの意見は、その子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2. このため、子どもは、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。」

との規定が置かれています。これは、子どもの意見表明権と呼ばれるものですが、さきほどの家事事件手続法65条は、子どもの意見表明権を念頭に置いた規定として理解すべきです。



## 子どもの手続代理人

なお、子どもは、自分が手続きに関与できる場合であれば、当然に弁護士の手続代理人を選ぶことができます。また、子どもに手続代理人がない場合、裁判所は子どもからの申立てにより、国選の手続代理人を選任することができます。申立てがない場合でも、必要に応じて国選の手続代理人を選任することができます。

(定者吉人)

## 法律7千★クイズ

被相続人の存命中に、相続と遺留分の放棄はできるでしょうか？

1. 相続分のみ可 2. 遺留分のみ可  
3. 両方とも不可 4. 両方とも可  
正解は次号で発表します。

前号のクイズ(子ども本人が参加をするのに裁判所の許可を必要とする手続)の答えは、②離婚の調停と③遺産分割の調停です。前記記事も参考にして下さい。



## 平成24年8月・9月の シンポジウムのご案内

### ●「自死問題を考える

～私たちにできること～

8月25日(土) 13時～16時/  
場所:KKRホテル広島/入場無料・  
予約不要/主催&問合せ:広島弁護士会 TEL:082-228-0230

### ●「心といのちを守るシンポジウム ひろしま2012」

9月1日(土) 13時～16時20分/  
場所:アステールプラザ 中ホール/  
入場無料/事前申込が必要です。申  
込&問合せ:広島いのちの電話事務局  
TEL:082-221-3113



当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士 : 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)